

入札説明書

この入札説明書は、岩手県立療育センターが発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量
岩手県立療育センター 医事業務委託
- (2) 業務件名の仕様等
別紙仕様書による
- (3) 契約期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岩手県内に事業所があること。
- (3) 岩手県内の病院で医事業務（受付、会計、入院、外来および診療報酬請求事務）の提供を行った実績があること。
- (4) 岩手県内で歯科の医事業務（受付、会計、外来および診療報酬請求事務）の提供を行った実績があること。
- (5) 入札日から直近一年間に公正取引委員会から違反事業者として公表されていないこと。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、この説明書に示した入札参加資格を有することを証明する書類として、次の書類（以下「申請書等」という。）を令和5年2月20日（月）までに14(2)アの場所に提出しなければならない。
 - ア 「入札参加資格審査申請書」（様式1）
 - イ 「病院の医事業務に関する履行実績証明書」（様式2）
 - ウ 「歯科の医事業務に関する履行実績証明書」（様式3）
 - エ 「誓約書」（様式4）
- (2) 提出された申請書等について、入札日の前日までの間において説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 提出された申請書等の審査の結果、入札参加資格を有すると確認された者に限り、入札に参加できるものとする。

なお、審査結果は、令和5年2月22日（水）までにメールにより通知する。
- (4) 入札参加者は、本説明書（仕様書を含む。）（以下「説明書等」という。）、別添「入札の要領」を熟覧の上、入札しなければならない。

4 説明書等についての質問

- (1) 説明書等について質問がある場合には、「質問書」（様式5）により、令和5年2月20日（月）午前10時までに岩手県立療育センター所長へFAXにて申し出ることができる。
- (2) 回答は、入札参加が認められる者に対して全ての回答を令和5年2月22日（水）までにFAXおよびメールにより通知する。

5 入札の方法等

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札参加者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書は、6（1）の日時に6（2）の場所に持参すること。
- (3) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で末梢し、入札参加者の印で押印をしておかなければならない。また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は取消しすることができない。
- (4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

6 入札、開札の日時及び場所

(1) 日時

令和5年2月24日（金） 午前9時30分

(2) 場所

郵便番号028-3609 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目1番3号 岩手県立療育センター 3階研修室2

7 入札書に関する事項

入札書は、次のことを表示すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の役職、氏名及び印）
- (3) あて名は「岩手県立療育センター所長」とする。
- (4) 入札金額
- (5) 入札件名
- (6) 代理人が入札する場合にあっては、代理人氏名

8 入札保証金に関する事項

- (1) 入札金額の100分の110に相当する額の100分の3以上の額を入札前に納付すること。ただし、入札参加者が保険会社との間に社会福祉法人岩手県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出した時は、入札保証の全部又は一部を免除する。
- (2) 入札保証金は、契約の相手方が契約を締結しないときは、事業団に帰属する。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書
- (2) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が亭主とした入札書
- (3) 指定の日時まで指定の場所に到達しなかった入札書
- (4) 記名押印のない入札書
- (5) 入札金額を訂正したときの訂正印の無い入札書
- (6) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (7) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (8) 同一入札参加者又は代理人が2つ以上提出した入札書

- (9) 委任状を提出しないで代理人が提出した入札書
- (10) その他入札に関する事項に違反して提出した入札書

10 落札者の決定方法等

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、社会福祉法人岩手県社会福祉事業団会計規則（平成25年規則第5号）第72条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2) の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が契約者の指定する期日に契約を締結しないときは、落札を取り消すことがある。この場合、入札保証金は還付しない。

11 再度の入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいないときは、直ちに再度入札を行うものとする。
- (2) 初度の入札において無効の入札をした者は、再度入札に参加することが出来ない。

12 契約成立要件

落札の決定後、この入札に付する委託業務に係る請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たされないことが判明した場合は、当該落札者との契約を締結しない。

13 契約に関する事項

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約金額の100分の5以上の額を契約締結前に納付すること。ただし、落札者が保険会社との間に事業団を被保険者とする履行保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を締結しないときは、事業団に帰属する。
- (4) 契約書の条項は、別添「契約書」による。

14 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て入札参加者又は契約の相手方が負担する。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する名称及び所在地

岩手県立療育センター 事務局医事担当 電話番号 019-601-2777 F A X 019-697-3900
郵便番号028-3609 岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目1番3号